

1日より前に建造契約が行われた船舶に対する適用さ

れる要件は要領中該当する項にそれぞれ移項した。

60. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (MARPOL 条約附属書 VI の改正)

1. はじめに

2010年4月15日付（日本籍船舶用においては2010年6月30日付）一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領中、MARPOL 附属書 VI の改正に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2010年7月1日から適用されている。

2. 改正の背景

2008年10月に開催されたIMO第58回海洋環境保護委員会（MEPC58）において、窒素酸化物放出量の規制及び燃料油中硫黄濃度規制の段階的強化等が定められた MARPOL 条約附属書 VI（以下、「附属書 VI」という。）の改正が決議 MEPC.176(58) として採択された。

このため、MEPC.176(58) に基づき関連規定を改める。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

- (1) 規則 2 編 1.3.2 (3)
以下に述べる本規則の改正に伴い、定期的検査において確認すべき大気汚染防止のための設備に関する書類として、オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表及び記録簿、燃料油変更作業手引書並びに揮発性物質放出防止措置手引書を追加した。
- (2) 規則 8 編 1.1.2 (12)
「ディーゼル機関の主要な改造」の定義を附属書 VI 第 13.2.1 規則に基づき改めた。
- (3) 規則 8 編 1.1.2 (13) ～ (15)
附属書 VI 第 2 規則に基づき、従来規定されていた硫黄酸化物放出規制海域の定義に加え、窒素酸化物規制海域並びに硫黄酸化物、窒素酸化物及び粒子状物質の 3 種類の排出に対し特別の措置を必要とする放出規制海域の定義を新たに追加した。
- (4) 規則 8 編 1.1.3
現行の規則 1 編 1.1.2 において、海洋汚染防止設備に関する規定により要求されるものと同一の実効性を有すると判断される装置等に対し、規定により要求されるものの代替物として取扱うことができる旨が定められている。附属書 VI の改正では、船舶に使用される装置等に加え、燃料油及び排ガス低減の観点による適合方

法が附属書 VI により要求されるものの代替として認める旨追加された。このため、当該規定を大気汚染防止のための設備に関する同等物に関する規定として新たに取入れた。

(5) 規則 8 編 1.2.2-1.

附属書 VI 第 14.1 規則に基づき、燃料油硫黄濃度の制限値を定めた。1.2.2-1.(1)(c) に定める 2020 年 1 月 1 日以降の規制については、IMO において、2018 年までに当該規制値に適合する燃料油の利用可能性が判定される予定であり、その結果、船舶が当該規制値に適合できないと判断された場合は 2025 年 1 月 1 日の適用となる。

(6) 規則 8 編 1.2.3

附属書 VI 第 16.2 規則に基づき、船上で焼却が禁止される物質として、船舶から生じたものでない汚水汚泥及びスラッジ油並びに排ガス浄化装置の残留物を追加した。

(7) 規則 8 編 2.1.1-3.

附属書 VI 第 13.7 規則に基づき、1990 年 1 月 1 日以降 2000 年 1 月 1 日より前に起工した船舶に搭載されたディーゼル機関に対する窒素酸化物放出の要件を定めた。当該機関は放出規制の適用外となるものであるが、当該機関に対する規制適合手法がいずれかの主管庁により認証された場合にあっては、1 次規制による放出規制値に適合する必要がある。

(8) 規則 8 編 2.1.2-1.

附属書 VI 第 13 規則に基づき、窒素酸化物放出に関する 2 次規制及び 3 次規制による放出量許容限度を追加した。2 次規制は 2011 年 1 月 1 日以降に起工した船舶に、また 3 次規制は 2016 年 1 月 1 日以降に起工し、かつ窒素酸化物規制海域を航行する船舶に適用される。

(9) 規則 8 編 2.2

附属書 VI 第 14.4 規則に基づき、硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶に対する燃料油硫黄濃度の制限値を定め、硫黄酸化物放出低減装置に関する規定を削除した。当該装置は規則 8 編 1.1.3 で定めた同等物として取扱い主管庁の承認が必要となる。また、附属書 VI 第 14.6 規則に基づき、当該燃料油を放出規制海域のみで使用する船舶は、当該海域に入域又は出域する際の燃料油切替の手順を示す燃料油変更作業手引書を備え置く必要がある旨規定した。

(10) 規則 8 編 2.3-3.

附属書 VI 第 15.6 規則に基づき原油タンカーにあっては、揮発性物質の放出を最小にするための承認された揮発性物質放出防止措置手引書を備え置く必要がある旨規定した。

(11) 規則 8 編 2.4-1. (2) (d)

船舶発生油等焼却設備の要件として、附属書 VI 第 16.9 規則に基づき、焼却設備が連続投入型である場合、燃料室ガス出口温度が 850℃ を下回らない温度で安定する設計としなければならない旨規定した。

(12) 要領 8 編 1.2.1

附属書 VI 第 12.1 規則に基づき、船舶にオゾン層破壊物質が含まれる設備の搭載が認められる条件の一つとして、当該設備が冷媒補充口及びオゾン層破壊物質を含む取り外し可能な構成部品がない場合を-1.(4) として追加した。また、HCFC に分類されるオゾン層破壊物質又は 2005 年 5 月 19 日より前にオゾン層破壊物質

が含まれる設備を搭載している船舶にあっては、当該設備の一覧表及び冷媒の補充、設備の修理又は保守等を記すための記録簿を備え置く必要がある旨規定した。記録簿は、附属書 VI において既存の航海日誌との兼用が認められているが、日本籍船舶にあっては、航海日誌との兼用は認められず個別の記録簿を備え置く必要がある。

(13) 要領 8 編 2.1.2

ディーゼル機関を交換及び追加又は改造する場合に適用すべき窒素酸化物放出規制について定めた。交換及び追加については附属書 VI 第 13.2.2 規則に基づき規定した。また主要な改造については、窒素酸化物放出に関する 2 次及び 3 次規制案が作成された第 12 回ばら積み液体貨物・ガス小委員会 (BLG12) の報告書 BLG12/WP.6 の“窒素酸化物削減規定における主要な改造”の項中に示された表を参考に規定した。

61. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (海上における船舶間の貨物油移送)

1. はじめに

2010 年 12 月 27 日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領中、海上における船舶間の貨物油移送に関する事項について、その内容を解説する。なお本改正は、2011 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶に適用されており、現存船にあっては、2011 年 1 月 1 日以降の最初の定期的検査の時期までに適用されることとなっている。

2. 改正の背景

海上における船舶間の貨物油の積み替えによる環境被害の発生を防止するための国際的な規則が必要との見解から、IMO において関連規則の導入について検討が行われた。

その結果、2009 年 7 月の IMO 第 59 回海洋環境保護委員会 (MEPC59) において、MARPOL 条約附属書 I 第 8 章として、海上において船舶間で貨物油の移送を行う総トン数 150 トン以上の油タンカーに対し、2011 年 1 月 1 日以降の最初の検査までに、貨物油の積み替えの手段を記載した作業計画書を備える旨の要件等を新たに規定した決議 MEPC186(59) が採択された。

このため、決議 MEPC186(59) に基づき関連規定を改めた。

3. 改正の内容

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1 章 1.3.2 において、海上で貨物油の積み替えを行う総トン数 150 トン以上の油タンカーは、貨物油の積み替えに関する作業手引書（船舶間貨物油積替作業手引書）を備えていることを検査により確認を受ける旨を規定した。また、同 3 章 3.1.2-2.(8) として、該当する船舶は本会の承認を得た船舶間貨物油積替作業手引書が備えられていることを定期的検査において確認を受けなければならない旨を規定した。
- (2) 3 編 1 章 1.2.4 において、船舶間貨物油積替作業手引書に対する要件を規定した。当該手引書にあっては、船内で使用する言語で記述され、使用する言語が英語以外の場合は訳文をつける旨を規定した。
- (3) 油記録簿の記録について、3 年以上は保持する必要がある旨を明記した。
- (4) 同検査要領 2 編 1 章 1.1.3 において、2011 年 1 月 1 日以前に引渡しが行われた船舶に対する遡及適用の要件を規定した。
- (5) 同検査要領 1.2.4 において、船舶間貨物油積替作業手引書は IMO が作成した “Manual on Oil Pollution, Section I, Prevention” 及び ICS 及び OCIMF が作成した “Ship-to-ship Transfer Guide, Petroleum”, fourth edition, 2005. を参考に作成する旨を規定した。
- (6) 日本籍船舶用規則については国内法規との整合のため